### 医療過誤と過失犯論 ()

萩 原 由 美 恵

はじめに

第二章 第一節 判例の概観 我が国の医療過誤判例

垂直分業 (以上本号) 水平分業

水平分業と垂直分業の複合類型

はじめに

第一章 過失の競合か過失犯の共同正犯か

水平分業

第二節

判例の考察

垂直分業

第三章 水平分業と垂直分業の複合類型 医療過誤と刑事処分

おわりに

とを「医療事故」というが、そのうち医療従事者が注意を尽くしていれば、身体・生命への侵害を回避し得たの 医療の現場では、意外な経過をたどり患者の身体・生命が侵害されるといった予期せぬ有害な結果が発生するこ

2 られる場合に限定されること等から、 みられるときは病院側は示談で解決しようとすること、 会の目が非常に厳しくなっていることも事実である。平成一六年には民事事件数は一〇〇〇件を上回っ が 重大な結果が生じ、 年前の約二倍である。 スコミにより報道されていることは周知の通りであるが、それに伴い医療機関 注意を尽くさなかったため侵害結果を生ぜしめた場合を特に一医療過誤」という。 しかも行為と結果との間の因果関係と過失の存在がかなり明瞭な形で立証 刑事事件として取り扱われる件数も増加している。 届出件数に比べて刑事事件として立件される件数はそれほど多くはない ② 捜 査 ・審理に時間がかかること、 しかし、 (医師・ 近年、 ①病院側に明らか ③立件は生命・身体に 看護師等) 多数の医 し得る可能性 に対 上療過 た。 なミスが これ 上が認め する社 )誤事

ずれも容易に結果を回避できたもの、 医療水準を前提として注意義務の懈怠を判断することである。 義務とそれに対する予防 務に従事する者には、 療行為をしたこと(作為) 科学的な観点からの 医療過誤事件で、 厳格な証明が求められるため、 医療従事者に問 それぞれ職務上の行為に関連して、 措置をとるべき結果回避義務が要求されるが、 によるものと、 われる刑 高い確率で結果を回避出来たものについては因果関係が肯定されてい 特定の医療行為をしなかったこと(不作為) 事責任の殆どは業務上過失致死傷罪 その立証は極めて困難である。 被害者に死傷の結果が発生するかもしれないという予見 この医療水準をもとに、 医事関係訴訟での過失の 通常は、 (刑法二一一条) 身の によるもの 潔 結果の発生は特定 白を証 门問題点 である とがあるが 明したいと考 は が、 時 0 自 医

は 客観的 単 ·独に個人責任を負わせればこと足りる。 証拠 (診療記録 解剖報告書)、 証人の言 証言、 しか Ļ あるいは被告人の自白から過失の 現代医療が高度化 複雑化するに伴 存 在 が 明ら 61 かとなった場合 単 独 の医 師によ

える医療従事者も多い

Va

る医

各

種

0

0

h

7

ŋ

0

会的関心を集める 業意識が高まっていることから、 にも変化がみられる。 「過失の競合」という文字が頻繁に使われるようになってきた、 日者に監督責任が及ぶ場合もある、 例面でも、 ①メデイカルスタッフである看護師、 医 |療事 故が多発したことから、 医療現場においても信頼の原 ⑤ 量 刑に関しても、 捜査機関 検査技師等の これまでは略式罰金刑で処理された事件 裁 判所 則の適用場面が認められる、 ③チーム医療がすすみ、 責任の独立を強調する 厚生労働 省の 医療事故に対する 特に その一 傾 医師 向 が や看 認め 方ではまた、 が多 取 6 護 ŋ 師 n 組 との 温み体 たが、

(4) 分 (2)

医療過誤と過失犯論 (一) 平成 きるかもしれ の因 スが増えてい 果関係の立 療過誤 年 判例 (マ)・の医療事故を契機に死亡事案については公判請求され、 る 証 0 单 が には、 困 難 である医療現場で、 数は少ない が過失犯 過失犯の共同 0 共同 正 犯を認い 正 犯の めたものもあ 適 執行猶予付きとはいえ禁錮刑に処せられるケ 用 が積極的 る。 になされ 個 々の担当者の実行行 れば、 迅 速な処 理 :為と結果と が \*期待で

3 えて、 責任のあり方を考察してみたいと思う。 過失の競合」 か 「過失犯の共同 正 具体的には平成になってからの判例を中心に、 犯 か、 そ Ó 判 断基準を明ら かにしたい 最 後に、 必要な限度で古 医療過誤 刑 事 判

一〇〇五年、

拙

稿

「チ

ĺ

ム医療と信

頼

0

原則

(一) (二・完)」において、

医

療過誤

判 例を信

頼

原

則

0

適

用 過

点

から検討

こしたが、

本稿では最近

0

傾向

を踏まえて、

複数の医療従事者

が関与する

ケー

-スに

.つ 0

V3

そ

失

加

事件 例も

科医と麻酔医等の横の関係)、

垂直分業

(医師と看護師のような縦の関係)

にのっとって分析した。

医師

外

## 第一章 過失の競合か過失犯の共同正犯か

ない 分的 犯の競合を無条件に認める従来の判例・通説の立場は妥当ではない。なぜなら、 要であるがそれだけではなく、 はないが、 合が認められている。 麻酔医等) 看護師同士や、上下関係にある医師と看護師間、 存在していることからこれを「過失の競合」と呼ぶ。複数人が関与する医療事故は、対等な関係にある医師 ガン剤過量投与事件で医療関係者全てに過失の競合論が採用され過失同時正犯が認められたため、「当該医療に しては批判的な見解もある。 に関係した以上、 数の行為者が、 からである。 間の過失によって起きているが、各関与者の行為と結果との因果関係の立証ができれば容易に 甲斐教授の指摘を正当な批判であると支持され、 刑法の基本原理である責任原理からすると、 単 それぞれの過失行為に基づき一個の構成要件的結果を発生させた場合、 -独正犯といえるためには 医療関係者はなかなか免責されない懸念がある。 しかし、 甲斐教授は、 過失の競合理論を医療関係者に広く刑事罰を科すための論理として用いることに対 正犯性についても検討する必要性がある」「相当因果関係が認められる限り同時当な批判であると支持され、「因果関係や予見可能性の認定を厳格に行うことが 横浜市立大学病院患者取り違え事件や埼玉医科大学総合医療センター抗 少なくとも具体的因果経過に対する支配可能性が必要である」と述 対等・上下の関係が交錯した複数の医療従事者 注意を要する傾向といえる」と指摘しておられる。 被害者感情というレベルでは理解出来なく 相当因果関係は正犯性の要件では 複数の過失が競合的に (医師、 に過失の: 看 大塚裕 同 護 師 士 部

く こ う し (11

過失犯の共同

Ē

死」については、

肯定否定をめぐって我が国やドイツにおいて議論されてきた。

初

頃

たは

義務に共同して違反したとみられる客観的事態が存在するとき」に過失犯の共同正犯を肯定する見解である。(エタ)定するのではなく、「法律上、共同行為者に対して共同の注意義務が課されている場合に、共同行為者がその 共同 できるとする見解が現れ、以後肯定説が多数説となった。 有の実行行為性があることを指摘し、この実行行為を共同にすることが可能である限り、 定説が支配的であった。しかし、その後犯罪共同説の立場から、 されているため、それを欠いている過失犯の共同正犯は否定すべきであるとされた。かつては過失犯 が成立するためには共同者各自が特定の犯罪事実について共同意思を有すること、つまり故意行為の共同 ば足りるので故意の共同は必要とされず、 自己の行為について注意を払うだけでは足りず、 犯罪共同説と行為共同説という共犯の本質を巡る議論に対応して過失犯の共同正犯のとらえ方が分かれて 行為共同説」 そして特に学説で注目されているのは、「共同義務共同違反説」である。つまり過失犯の共同正 -義務が認められる場合として、一方が他方の行為についてまで注意しなければならない場合、各行為者が他 .者の行為についてまで慎重に配慮しあうべき不可分の義務 の立場からは、 共同正犯が成立するためには他人の行為を利用し補充し合う意思とその 過失の共同でもよいとされた。「犯罪共同説」の立場からは、 他の仲間の行為についても気を配る義務がある場合等と説 (重複した保証) 目的的行為論や新過失犯論を基礎に過失犯にも固 がある場合、 (18) 過失犯の 共同行為者がその注 共同者の各自 共同 犯を無条件に 0 共同 事 正 共同 実が が必要と 」が単に 正 犯否 あ 正 意 肯

る

つまり自己の注意義務を果たすだけではなく、

うな関係が認められるとき共同義務が認められ、

それに反した場合には過失犯の共同

正犯が成立する。

他の関与者の行為についてまで注意しなければならないよ

医療過誤と過失犯論(一)

共同義務共同違反説が有力になっている。

個別の因果関係の認定を回避し得るというメリットもある。そこで次に、 務が生じてくるだろう。ここに共同義務共同違反説に立った過失犯の共同正犯概念を認める意義がある。関与者の 療従事者は当該患者の治療に当たり各人その固有の役割を責任を持って果たすと共に、相互に監視し確認し合う義 よいという以前のチーム医療の捉え方では通用しなくなっている。チームを構成して治療に当たっている限り、医 患者の命を預かっている医療現場で医療過誤事件が多発化している今日、各自自分の責任だけを果たしていれば 医療過誤の事例について関与者の過失が

第二章 我が国の医療過誤判例

判例上どのように扱われているのかを概観し、検討することとする。

第一節 判例の概観

### 水平分業

# 専門分野を同じくする共同担当医(地位は対等)の場合

1 三二年七月二〇日 宇部簡 [判昭和三一年七月四日 (高裁刑事判決特報四卷追録六九六頁)、最決昭和三二年三月六日 (上告棄却 (刑事裁判資料二三三号四七五頁、 オーロパンソーダ誤注射事件)、 広島高判昭和

麻酔 内 ※審字 匠を施 注 部 射したため、 す 簡 事になり、 裁 は 外 患者をして注射 |科医AとBに業務上 看護婦Xに オー 一液の中毒による心臓衰弱を招来せしめ、 口 ノペ ンソーダの注射を命じたところXが薬液を間違えてクロ |過失致死罪 0 共同 正 犯 (刑法六○条)を認め、 死亡させたという事案である。 罰金二万円を科 口 フ オ ル ムを

科医AとBは、

外来患者で右

肩胛

関 節脱

白を訴えた女性を共同して診療しながら、

Α

0

提案により

患者に全身

科医Bと看 に対して、 共同 信島高裁は、 パンソーダの 担 当 護婦 医 Aは患者の 外科医Aの地位名目がどうあろうと、AとBは患者の診察治療についてはその責任 Xの行為であるという理由で控訴した。 。或い 注射を指示したことはB は共同主治医) 主治医ではなくB であることを認めた。また、 0 への助言に過ぎずその指 補助者に過ぎず、 かつ Aが患者に麻 静脈注射には関与していない。 示自体も正当であっ 酔薬を注 たので、 射するため 過失があるの に またAがXに に 軽 看 重 0 婦 け は外

が

7 医療過誤と過失犯論 (一) ても、 分担しその帰責を明 同 対して薬名をオー ならずその してBと共に注 られる以上、 ように期すべき業務 その して行わり 事後の看護婦 内 0 n 準 患者 )或医師 備 その 射 行為とも 液の指示を受けた看護婦を監督監視し、 0 D 6 医 衛生上危害を生じるおそれのある静脈注射においては、 0 の行為について何ら責任がないとすることは出来ない。 パンソーダと指示したことは正当であるが、 い過失につき全く関係 上の 師 かにして行われたのでない 間 いうべき注射薬 に 注意義務を有すると判示した。 責 任 0 軽 重 0 液 がないことが特に明瞭な場合とか、 0 0 け 正 が 確な確認、 限 たいような場合、 ŋ 過失に また、 性状、 自ら注射を行うときと同様の注意を以て、 0 患者に対する診療行為が二人以上の いての責任は AとBは患者に対して共同担当医であっ 分量等も含めて厳 かも診 としてAは患者に対する共 療過 看護婦が 共同 ある 程 で医師 診療に当たる医師全員に存する Va 重な検査を為し注 が業務上独立してなしうるとし は 特定の 0 過 診 失が 療 につき特に責任 存 注射 医 射 在 同 .師 0 した場合に 行為の たと認 13 過 担 より 当医と 誤

共

2

な

本件はAとBとXの過失行為が競合したにすぎないのであり、刑法にいわゆる共犯ではないと判示し控訴を棄却し と解すべきであり、 Aが直接麻酔注射に関与していないからといって業務上過失の責任を免れることはできまい。

論理からすれば、 田博士も、 して注意義務を負担しなければならない。注射行為への関与もその一環として行われたものであるからである。 解する。 れらの関係を過失の競合とした。判決理由からは医師としてAとBについては過失犯の共同正犯が成立するものと しかし、 原審では、 共同担当医といういわば対等の関係で共同行為に出る者の相互的過失が理論的に問題にされたの AとBは共同担当医として患者の治療を目的として共同して医療行為を行っており、 高裁では共同担当医のそれぞれに注意義務違反 本判決ではAとBという「共同」担当医の「共同」義務が存在し、それを「共同」違反ととらえている 看護婦の刑事責任は問われておらず、AとBに業務上過失致死罪の共同正犯 過失共同正犯が導かれると述べている。 (過失)があり、 さらに看護婦にも過失があるとして、こ (刑法六○条)を認めた。 全ての行為には共同 は本判決がはじ

2 大阪簡略式平成一一年一月一 四 日 (判例タイムズ一○三五号六○頁) 十二指腸後腹膜穿孔誤診事件

ちに開腹手術等の必要な処置を講ぜず、 読み間違い、 外科医AとBは、 患者が吐血 交通事故の外傷等で入院した患者の診察・治療に当たり、 ・腹痛等の症状を訴えていたにもかかわらず、十二指腸後腹膜穿孔の症状に気付かず、 十二指腸穿孔に基づく後腹膜潰瘍を併発・悪化させ、 患者の腹部X腺写真及びCT画像 播種性血管内凝固 直

に注意を喚起し合って的確な診断を行う義務があるといえるので、 両 ?医師は過失犯の共同 :正犯とされ、 共に罰金五〇万円に処せられた。 過失犯の共同正犯を認めたのは妥当な判決とい AB共に患者の治療に当たっており、

(3)

簡略式平

成

四 年四

月三日

(判例集未登載、

三重大学病院異型輸

Ш

件

ルテ等により患者の 医師Aは、 ICU室において術後肺炎等の治療を受けていた患者に輸血するO型濃厚赤血球を準備する際に、 血液型を確認することなく、 他の患者の血液型と同じA型であると軽信して緊急時血 液払出

票を作成した。

医師Bはカルテ等の確認を怠り、

その払出伝票記載の血液型が患者の血液型であると軽信

型 伝

り死亡したという事案である。 の輸血用濃厚赤血球を準備して、 医師AB共に、 業務上過失致死罪として罰金五〇万円が科された。 看護師に指示して輸血させた。 その結果患者が異型輸血に基づく多臓器不全によ

医療過誤と過失犯論(一) らすれば「競合」として扱っているように思われる。 て結果を発生させたものである。 ものであり、 ・決文には、医師両名の過失犯の関係については明示されていないが、「それぞれの過失により」という文言 カルテ等で血液型を確認するという基本的な注意義務を共同負担していたにも拘わらず、 医師両名は過失犯の共同正犯として処罰されるべきものと考える。またここで しかし、医師両名は、共同して患者の治療にかかわってい それを怠っ

9 は 医師 .Bの指示により輸血を行っ た看護師 の責任は問われていない。 看護師も輸血に際しては、 患者の血液型が

過ぎないと解したからであろう。

ある。 輸 Щ 用 血 おそらく本判決は、 液 0 血液型と一致していることをカルテで確認する義務があ ベテランの内科医であるA、 Bの責任を重視し、 ŋ 看護師 看護師に はその補助業務を行っているに も責任があるとする見解も

④ 東京地判平成一六年五月一四日(判例集未登載、胆囊手術ミス事件(26)

いう過失を犯した。 総肝管を切離した。 たこと等から、 閉腹してしまった。 炎症を起こして癒着しており、 腹 たために、誤って総肝管を切離した上、 被告人両名は、 を講じなかった過失により、 医 術中 師 .漏出する胆汁とは異なる胆汁が漏出していることを認識したのなら、 (膜炎を発症させる危険性を生じさせたのに) À -胆道造影を行っ (院長 万が一 助 共同して胆嚢摘出術を実施するに際し、 手)、 また、 そのうえ、 その後、 胆管損傷を起こした場合でもそれを開腹手術中に発見し、 医師B て損傷の有無を確認すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、 被告人両名は、 患者の体内に留置したドレーンから胆汁が漏出していたのを認識しながら、 患者を胆汁性腹膜炎に起因する多臓器不全により死亡させたという事案である 胆嚢管と誤認して総胆管を結紮・切離し、 総肝管、 (外科医長・執刀医) 胆囊管、 術後も引き続き共同して患者の管理を行うにあたり、 胆嚢管と誤認して総胆管を結紮・切離したのに、そのことに気づ 術中胆 総胆管等の胆道系の解剖を目視で十分確認出来ないまま手 の二人は、 道造影 患者の胆囊周辺部が高度に炎症を起こして癒着をしてい による胆管損 胆石症の患者に対して、 これにより腹腔内に胆汁 術中胆管損傷を生じてい 傷 0 適切な処置を行うことができるよ 有 無 0 確認を行 患者の 剝離作業中に誤って 胆 通常 わず、 囊周 る可 が 湯湯出 0 能性 辺 胆 閉 適切な が 囊 腹 して胆汁 かずに 術を行 摘 高 が したと あ 出 度 処 術

検査) 効果を帰せしめるだけの「共同義務違反の内容を持った共同実行」 為についてまで注意しなければならない共同 過を観察するという過失を犯した。 び進行を阻止すべく開腹手術を実施する等適切な処置を行うべき業務上の注意義務があるのに、 放置すれば胆汁性腹膜炎により死亡する危険性があると考え、 両 とした 医師は、 等を実施 同じ専門分野に属する対等の関係の医師として同種 胆管損 傷の原因究明に努めると共に、 以上被告人両名と患者の死亡との因果関係を認め過失犯の共同 注意義務を課されてい 胆汁の腹腔 直ちに内視鏡的 の業務に携わっており、 る。 の実体が認められ 内 彼らに、 0 漏 出を停止させ胆汁性腹膜 は 逆行性 13 る。 わゆ 膵 胆管造影法検査 過失犯の る一部行為と全部 お Ē. Va に他 之を怠り漫然と経 共同 正、 0 行為 炎 .正犯を認 刑  $\widehat{E}$ 0 責任 発症及 者 法六〇 R C P

0 0 行

看 護師 同 士 0 湯合 准 看護師も含む

は妥当といえるであろう。

(1) 国 簡 略式平 成二年一二月二一 日 (判例タイムズ七七〇号九〇頁) 新生児熱傷事件

11 生児沐浴 准 看 看 護婦 護婦 の経 X lt Y 験の は木浴槽内 新生児の沐浴に際して温度調節目盛りを確認しないまま木浴槽内に給湯したにも 少 ない 1の湯 看護婦Yに適温であ 0 温度を確認しないまま、 る か確認 した上新生児を沐浴させるよう指示しなかっ 新生児を摂氏約四八度以上の熱湯で沐浴させ、 た。 かかわらず、 熱傷ショ ため見

ク死させたという事案である

いう過失を認定した。 の注意義務があったのにそれを怠り、漫然とY一人で沐浴をさせたという過失を認めた。 の発生を未然に防止すべき業務上の義務があるのにそれを怠り、 :看護婦Xについては、見習看護婦Yに検温して適温になったことを確認して沐浴させるよう指示すべき業務上 新生児の沐浴は熱傷等の事故を生じさせるおそれがあるので、 そして、 両者の過失の競合により新生児を熱傷ショック死するに至らしめたとして、 単独でしかも温度を確認しないまま沐浴させたと 適温であるか確認して沐浴させ熱傷等の危険 また見習看護婦 Y 各罰金 に対

2 名寄簡略式平成五年三月二五日 (判例タイムズ一○三五号四○頁、 投薬方法過誤事件

意義務を果たさなかったもので結論は妥当であろう。

合関係にあるとした。

見習看護婦に過失責任を認めたのは酷のようであるが、

見習看護婦Yには結果発生への直接過失を認め、

両者を競

看護婦本来の職務に際して基本的注

看護婦Xには、見習看護婦Yへの指導・監督過失、

一〇万円を科した

ルを胃潰瘍 市 立病院に勤務する無資格の臨時看護助手Yが、 患者に肺鬱血 0 ため 絶食中の患者に経口投与すべきところ、 水腫の傷害を負わせ、 急性肺機能不全により死亡させたという事案である。 准看護婦Ⅹから指示され注射器に入った牛乳約五○ミリリッ 誤って三方活栓付きの中心静脈栄養管理カテ ĺ テ

方活栓に接続して投与した過失により患者を死亡するに至らしめたとして業務上過失致死罪を認め、 に注入して投与するものと誤信し、 [時看護助手Yに対しては、 患者の枕元に絶食中との札を認めたことから、 漫然と牛乳五〇ミリットル入りの注射器を同中心静脈栄養管理カテーテルの三 牛乳を中 心静脈栄養管理 罰金一 ーカテ 〇万円 ーテル

『護婦Xは、

慢性

リュウマチ治療のため入院していた患者の左中指滑膜切除手術の後に、

Ш.

液

凝

固

剤であるへパ

療養上の世 に処した。 また、 その 彼女に指 話または Œ か に 示を出した准 診 療 都 0 補 道 助をしたとして、 府 県知事 看護婦Xに関しては、 0 准看 護婦の免許を受けてい 保健婦助 保健婦助産婦看護婦 産婦 看護婦法四 ない のに牛乳を投与し、 三条一 法違反の教唆で 項一号・三二条違反 患者に対 簡易裁判 0 所に略 罪 して疾病者 に も間 起 わ

罰金

万円

13

処

せ

5

n

務を行わせていた点につい する立場にあっ ① と 同 助 産 婦 看 様看護婦 這護婦法 たと考え、 0 本 違反の教唆のみを問題としたのは若干疑問である。 来 0 職務である行為について過失行為が問題とされた事例である。 て、 Xの監督過失としての責任を問うべきであろう。 病院の管理責任も問われるべきであろう。 この現場では、 さらに無資格の臨時看護助手に看 准 准 看 看 護婦XはYを指 護婦Xに対 導監 保

健

(3) 東京 地 判平 成 一二年一二月二七日 (判例時報一七七一 号一六八頁、 都立広尾病院消毒液誤注射

医療過誤と過失犯論(一) 液ヒビテングルコネートを注入した注射器を一本前記注射器と並べて処置台に ジックで「ヘパ IJ ンナトリウム生理食塩水 記載が あるのを確認することなく、 生」と記載された注射器一本を保冷庫 (ヘパリン生食水) を点滴静注する際、 これをヒビテングルコネート から取り出して処置台に ヘパリン生食水入り 入り注射器と誤信 おい おい た。 た。 注射器 それ その後、 いから他 して黒 0 注 前 射筒 記 0 7 患者 ジ 注 部 射 クで 分に 用 に 0 毒

13 食水入り注射器であると誤信して患者の病室に持参して床頭台 用ヒビグル」 と手書きしたメモ紙をセロテープで貼り付け、 に置 他のヒビテングルコネー いて準備した。 看護婦Yは患者にへパ ト入り注射器をへ 1)

IJ

ン

生

生

せたという事案である。

注射器をヘパリン生食水入りと誤信して消毒液ヒビテングルコネートを患者に投与して急性肺塞栓症により死亡さ 水を点滴注射するにあたり、 同薬液の注射筒には「ヘパ生」の記載があることを確認せずに床頭台に置かれていた

と記載されているかを確認した上で点滴をすべきであるのに、之を確認することなく漫然と消毒液ヒビテングルコ 投与すべき業務上の注意義務を怠り、ヘパリン生食水を点滴するにあたり、注射筒の上に黒マジックで「ヘパ生」 ネート液を点滴したという過失を認めた。両者の過失の競合により患者を死亡させたとして、 ート入り注射器を準備したという過失を認めた。また看護婦Yには、薬剤投与にあたり薬剤の種類を十分確認して これを怠った結果、ヘパリン生食水を点滴する必要のあった患者の床頭台の上に間違えて消毒液ヒビテングルコネ 〈執行猶予三年間〉に、 看護婦Yを禁錮八月(執行猶予三年間)に処した。 看護婦Xには、患者に投与する薬液を準備するにつき薬剤の種類を十分確認すべき業務上の注意義務があ 看護婦Xを禁錮 るの 年

(4) 岐阜簡略式平成一三年四月二日 (判例集未登載、 異型輸 血

判旨では看護婦ⅩとYの過失の競合という用語を用いた上で、過失犯の共同正犯として刑法六○条を適用

これをめぐって種々の議論が為されている。この点については、第二節の一で触れることとする。

看護婦 保存されていた他のA型患者の血液と取り違えて患者の病室に運んで輸血の準備をした。 准 看護婦Xは、 詰所の冷蔵庫から取り出す際、 主治医の指示により〇型患者の自己血輸血用に予め採血保存していた血液を保管場所である病 血液パックに記載された患者の氏名、 血液型を確認することなく、 看護婦Yも、 病室に準備 緒に

|Xには罰金五〇万円を、

看護婦Yには罰金三〇万円を科した。

0

を

されてい 准 看 輸血 護婦Xには、 た 血を行っ 血 液 パツ た たため、 患者に対して自己 クの氏名、 患者を異型 血 液型を確認することなく、 血 輸 輸 血 血を実施するに際しては、 に起因する心不全により死亡させたという事案であ 血 液パ ックにとりつけられたチュー 血液パック内 0 血 液が患者本人から予 · ブ を三方活栓 採 に

せずに点滴 液 を怠り、 が注入され 棒につるす等した過失があるとした。 棟看護婦詰 た血 液 ノペ ر '' 所の冷 クと軽 蔵庫内に保管されていた他の患者 信し病室へ持参し、 看護婦Yには、 持参した血液パ 0 患者に対して自己血 A型血液が注 ック上に記載され 一入され 輸血を実施するに際し た患者氏名 た血液パ ックを患者 血 液型等を確認 0 ては Ó 型

した血

液であることを十分確認

Ļ

血

液

0

取

り違えによる異型輸

血を防止すべき業務上の

注 意義務が

が あるの

にこ

血

接

血 n

液 防 血 型等を確認することなく、 に続発した感染症に起因する心不全により死亡するに至らしめたとして、 止すべき業務 液 ク内の Ĩ 血 0 液が患者本人から予め採血した血液であることを十分確認し、 注意義務があるのにこれを怠り、 輸 血を開始した過失を認めた。 点滴棒につるされた血液 以上のような両 業務上過失致死罪 者の過失の ノペ " 血液 ク上に記載され のとり違いによる異型輸 競合により、 成立を認め た患者氏名 患者を異型 准 血 看 血

. ''/

るが、 きであった。 X Y 双方患者 0 両 者は行為を分担しており、 過失犯 0 輸 血という 0 共同 同 正 犯を認 じ仕 事 輸血準 に める余地 携 わっ 備に関してはXが、 ており、 があるのではな 異型 血 液 か 輸 直接患者 血 に 関 しては 0 輸 お 血 Ħ. 行為に関 Va に 細 しては 小小 0 注 意義務を果たす Y が 関 与して

15 (5) 京 都 簡 略式平 成 四年 一二月二五 日 判 刊例集未登載、 アジ化ナトリウム誤投与事件

助手Wから受け取ったアジ化ナトリウムを患者のカルテやカーデックスの記載を確認することなく経口薬であると して使用する毒物・アジ化ナトリウムを、 介して薬包紙に包まれたアジ化ナトリウム一・七グラムを交付してしまった。 ーデックスに記載しただけでアジ化ナトリウムの危険性や使用方法を具体的に申し送りすることなく看護助手W 棟看護師長Xは医師の指示により行う尿中Cペプチド検査実施に際し、 看護経験の少ない準夜勤務の看護師Yに引き継ぐことになっ 患者の尿が腐敗しないように防 患者を引き継いだ看護師Y た。 単に 腐剤 看 を 力

信して患者に投与した結果、

患者は急性中毒性心機能障害により死亡したという事案である。

Y共に、 て交付したという過失を認定した。よって双方の過失の競合により患者を死亡させたとして、 助 《・内容・投与方法等を確認すべき業務上の注意義務があるのに怠り、それを経口薬であると誤信して患者に対し た主治医の指示を確認しカーデックスに転記しただけで、アジ化ナトリウムの危険性及び使用方法等を具体的に 手Wからアジ化ナトリウムを受け取った際に、 わないまま看護助手Wを介してアジ化ナトリウムを交付したという過失を認定した。また、 し送りする等して的確に看護業務を引き継ぐべき業務上の注意義務があったのにこれを怠り、 看護師長Xに対して、 業務上過失致死罪として罰金五〇万円を科した。 看護経験の乏しい準夜勤務の看護師Yに看護業務を引き継ぐ際に、患者の診察録に記 患者の診察録ないしカーデックスを点検する等して、 看護師長X・看 看護師Yには、 的 確な引き継ぎを 薬剤の 護師 看

種

という初歩的 ている。 『護師Yは 両者の過失の競合とした本判決は妥当であろう。 なミスを犯してい 経験が不足していたとはいえ、 る X は 病棟看護師長であり、 交付された薬剤の種類、 明 b かに .経験の乏しい看護師に対して監督責任を負 投与方法についてカーデックスで確認する

すべきところ、 を看 看 |護師経験||ケ 示され 節 X は 注 投与方法に関して具体的で明確な方法を指 射箋を手 医 月のYに指示した。 師 から急性 渡され 膏 た。 髄 性 みず 白 しかしその際 血 から 病 0 塩化 患者に対 カリ して 注 ゥ |射箋によれば塩化 ム液を用 宗せず、 血 中 カリウ 意したもの 単 ム補 i 湿 カリウ 給 注 0 0 た とのみ指 め ムを他の薬液 繁忙を極 塩 亿 カリウ 宗した。 8 てい と混 ムを点 たた 注 合希 8 射箋をみて 釈 注 して 射 注 す 0 静 実

ない

看護師Y

は、

「混注」

の意味を理解出来ぬまま点滴チューブに取り付けられた三方活栓から塩

化

カリ

ŕ

ム液

を

注

医療過誤と過失犯論(一)  $\mathcal{X}_{\mathcal{C}}$ あ の経 3 たにも 験 のにも 投与方法をたず せずに直接注入したため、 示をすべき業務上の 護師Xには、 が 浅 かかわらず具体的で明確な指 か かわらずその 塩化カリ 看護師としての経験の ねても明確な指 ウム液の注射方法についても十分な知識がなく 注意義務があるのに、 注 意義務を怠り、 患者を高カリウム血症による急性心機能不全により死亡させたとい 示が得られなかったからには、 示をしなかっ 浅い 投与してしまっ 看 それを怠った。 護師Yに対して塩化カリウム液の投与方法について具体 たという過失がある。 たという過失により患者を死亡させたとして、 そのうえ看護師Yから具体的な投与方法をたず さらにXや医師に質問する等して投与すべきで 「混注」 また、 0 看護師 Y 意味がよく理解出 は 自己が看護師として う事 一来なか 事案であ 的 か つ 両 た。 h 明

看 護師 X と看 護 師 Y は 塩化 力 ij ゥ ムを点滴 静 注するという同 業務 E 携 わっ てい る が、 Χ は 経 験 ケ 月 0 Y を 監

17 処 した

過失の競合を認

め

Xを業務上過失致死罪

で禁錮

年

 $\dot{O}$ 

刑

(執行猶予三年間)

に

Yを禁錮八月

(執行猶予三

するという立場にあ

つ

た

X

Y

0

過

失の

競合とした本判決は妥当であろう。

7 月七日 京都 地 (判例集未登載 地平成 五年一一 月一 〇 日 (判例集未登載、 京大病院エタノー ル 取り違え事件)、 大阪高 判平

成

六年七

着された人工呼吸器の加 護師X 年目の新人看護師) 「温加湿器チャンバー内に滅菌精製水を補充するに際し、 は、 患者に対する医師の補助等の業務に従事していたものであるが、 調乳室に保管されていた消 毒 用 に

タノール五リットル入りポリタンクを滅菌精製水と誤信して患者の病室に運び、 ^トルを注入補充した。その後其の職務を引き継いだ四人の看護師も、 順次同様の方法で合計八七〇ミリリッ 一〇回にわたり合計三〇〇ミリリ iv

0 消 看護師Xには、 :毒用エタノールを注入補充して、患者を急性エタノール中毒により死亡させたという事案である 容器のラベルに記載された薬剤名等を読む等薬剤の種類・内容を十分確認して病室へ持参し、

継 という過失を犯したとして、業務上過失致死罪を認め禁錮一○月 工 の薬剤の内容等を更に確認してチャンバー内に補充すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、 タノー だ四人の看護師は不起訴となった。 ・ル五リットル入りポリタンクを滅菌精製水入りポリタンクであると誤信して病室に準備し、 (執行猶予三年間) に処した。また、 注入補充する 漫然と消毒用 業務を引き

過失は、 け 水と思いこみ、 らも注入の際これが滅菌精製水であることを確認すべきであり、 れば生じることはなかった過失であるから、 一刑不当を争って控訴した弁護人は、 被告人(看護師X) 注入の際に同容器のラベル等を見て確認することを怠ったというものであって、被告人の過失が が病室内の所定の位置に備え置いたエタノール入りポリ容器を見てこれを滅 四人の看護師にも責任があると主張した。 被告人はこれに対しても責任を負うべきである」と判示して控訴を それを怠った過失があることは認めたが、 しかし、 控訴審では、 菌精 彼ら かに な 彼

過失責任も問うべきではなかろうか

べきであり、 怠ったのは看護師Xが準備したポリ容器を滅菌精製水であると思いこんだからであり、 審では、 であるが、 はずである。 罪とするのではなく、 、ルをベッド側に向けて置かれており、 「人の看護師はXの行為を単純に信頼するのではなく、 ·備した看護師×の責任のみを問題としている点である。 的 作は、 が、 た過失であるという論理を展開しているが、 に前後しながら関与する間に起こった事故である。 これ 四人には注入の際に滅菌精製水であるか確認すべき義務を怠った過失があると認定しつつ、彼らが 四人の看護師のうちだれか一人でもラベルを確認していれば容易に結果は回避し得た。 兀 れだけの 控訴審で判示されているように、 、型的な看護 人が全員ラベ 事実をもって、 最初に消 師 間 ル 0 連携ミスによる事故、 0 毒用エタノールの入ったポリ容器を滅菌精製水の入ったポリ容器と誤信 確認という注意義務を果たしておらず、 四人には結果回避は不可能であったということはできないだろう。 タンクを引き出さなければラベルが読み取 確かに今回の事故では看護師Xのミスがなければ起きなかった事 それだけの理由で免責できるのであろうか。 すなわちある特定の患者の担当になった数名の 自らも注入時にはラベルを点検・確認すべき義務 しかも、 看護師Xは一年目の新人看護師であり、 本判決で注目すべきは、 その結果患者が死亡したのであ れなかったという事情があるら Xの過失がなけ 関与した看 過失は個別に検討 ポリタンクが 順次引き継 看 護師全員を有 また、 れば して病室に n が 師

あ

£1

だ た

が

時

起きな ?確認を

控訴

ラ 故 棄却

いした。

#### 医師と看護師の場合 垂 主直分業

1

東京高判昭和四一年三月二五

 $\mathbb{H}$ 

(判例タイムズ一九一

号一

九八頁、

麻酔薬調剤ミス事件)、

最決昭和四

年九

1 医師のみに過失責任を負わせた事例

医 |師と看護師が結果発生に関わった行為については、 医師のみに過失責任を負わせた例が多い。

を誤って麻酔薬と希塩酸を混合し、 眼科医Aが使用する麻酔薬の調剤を見習看護婦Yにまかせていたところ、彼女が麻酔薬と蒸留水とを混合すべき 二〇日 (刑事裁判資料二三三号四七七頁、 Aがこれに気づかずに患者に注射したために、 上告棄却 患者に併発性白内障等の傷害を

原審 (東京地判昭和四〇年七月七日)は、 眼科医Aに業務上過失傷害罪の成立を認め、 禁錮八月 (執行猶予二年

を科した

生ぜしめたという事案である。

か否かを確かめるのは勿論、 すべきであり、 控訴審でも、 「医師たる者は、 見習看護婦によって新たに調剤、 その施用にあたっては、その結果の適否を確認すべき業務上の注意義務がある」とし 医薬品の管理を厳にし、 補充されたことを知ったときには、 見習看護婦が単独で麻酔薬等の調剤をしないように監督 直ちにその調剤が適性である

医師の過失を肯定した。

禁止されており シテ」働くことができるに過ぎない。 見習看護婦というのは、 (保健婦助産婦看護婦法 看護婦や准看護婦の資格を有する者ではないので、 〔現保健師助産師看護師法〕三一条、三二条、 眼科医Aの監督責任を重視し、 Aのみの責任を問擬 「診療の補助」 四三条参照)、 したのは妥当である を業務とすることは 単に 医師 ノ手足

0

種

類

容量等の記載してある二○CC入りワクチンの小箱が置いてあり、

傍らの

膿盆には、

ワクチンの使用書が

(2) 名古屋 地 判 昭和 四 三年四月三〇日 (下刑集一 ○巻四号四一二頁、 ワクチン誤接 う。

混合ワクチンを用意し、 看 護婦Xは 乳幼児に百日咳・ジフテリア混合ワクチンの予防接種をすべきところ、 医師Aが予防接種を行ったため、 乳幼児に傷害 誤って腸チフス・パラチフス

(発熱、

チアノーゼ)を生ぜしめた。

医

クチンが百 せるか、 チンの種 Aにのみ過失責任が認められ、 名古屋地裁は、 または自ら付近の机上にあったワクチン入り容器の表示やワクチンの仕様書等を読むことにより、 類 日咳・ の判別に過誤のないことを期し、 「乳幼児に対する百日咳・ジフテリア混合ワクチンの予防注射を行う場合、 ジフテリア混合ワクチンに相違ないか否かを確認し、 罰金五万円に処せられた。 接種にあたっては、 自己を補助する看護婦にワクチンの 被接種者の生命身体に対する危害の 医師としては、 種類を確認さ 発生を そのワ ワク

別 為をある程度信頼して行動しなければ、 未然に防止しなければならない業務上の注意義務がある」と判示し、 護婦は医 戻 師 その 確認をなすべき注意義務があるとした。そして、「医師が医療行為を行うに当たって、 Α が接種会場に到着したときには、 師 医 の補助者であるにとどまり、 師 に 対 前述のごとき業務上の注意義務の要求せられるのは当然である。 円滑にして能率的な医療行為は期待できないが、この場合といえども、 医療行為につき主導的優位的立場に立つものは医師である(ドクター ワクチンを詰めた注射器の並べてあったバットのすぐ隣に、 医師は集団予防接種をする際 本件におい 補助者たる看護婦の行 注 ワクチン 射 液 0 判

ず 場合に当たらないといわねばならない」と判示した。 特に医師としての基本的注意義務を怠ったものというべきであって、 入れてあったのであるから、容易にこれを一覧しうる状態にあり、かつその時間的余裕も十分あったにも拘わら かかる措置をとることなく、 単に看護婦Xに接種容量を尋ねたのみで、漫然と注射を始めたものであるから、 信頼の原則を適用して過失責任を否定すべき

のとして信頼の 本判決は、 看護婦は医師の補助者であることを明言し、そして医師Aが医師としての基本的注意義務を怠ったも |原則の適用を否定し過失責任を認めたものである。

(3) 福岡簡略式昭和六一年三月二四日 (判例タイムズ六七八号五六頁、 誤診胎盤摘出事件

者に人工妊娠中絶手術を余儀なくさせ、よって傷害を負わせたという事案である。 内容を確認することなく内診し、産後の子宮復古不全と誤診して胎盤鉗子を用いて胎盤の一部を摘出したため、 医師Aに対しては患者の子宮が小児頭大と大きくかつやわらかく、 医師Aは、 カルテの表紙に産後の札が添付されていたことから、妊娠一六週の患者を産後と軽信してしまった。 産婦人科に研修医として勤務し、診断の業務に従事していたが、看護婦から産後検診の患者と言わ 明らかに産後の患者の子宮とは異なってい カルテの 患

より患者に傷害を負わせたとして業務上過失傷害罪を認め、 本件では またカルテの表紙に産後の札が添付されていたことから産後と軽信し子宮復古不全と診断 問診及びカルテの確認等により産後であるか妊婦であるか確認すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠 医師の診断前に二人の過失行為が介在している。 罰金二〇万円に処した。 妊娠一六週の患者を産後検診の患者と間違えてカル し処置をしたことに

た産後という札をみただけでカルテの内容を確認せずに医師に産後の患者と告げた看護婦である。 テに産後検診用の札を貼付し、 ミスが存在したとしても、 いこみから安易に胎盤鉗子で胎 医師が正確な診断を行ってい カルテの当日 盤 の 一 部を摘出し傷害を引き起こした医師 欄に産後検診用 れば当然回避可能な事故であった。 のスタンプを押した外来受付係と、 の責任は重 13 むしろ、 カルテに貼 しかし、 産後であると 彼ら が付され

(4) V3 わ き簡 略 式平成! 年 月一 日 (判例タイムズ七七○号八○頁、 患者取り違え事

てしまい、 患者の姓 護婦Xは、 のみを呼んだため、 同 手術室に案内され検診台に上がらされた。 がトイレに行っている間に引き継いだ他の看護婦Yが、 医 師 0 指 示に基づき人工妊娠中絶患者 偶然待合室にいた妊娠 一三週の検診にきていた患者が同姓だったため呼びかけに応じ 産婦人科医Aは、 (二七歳、 妊娠七週) 患者を手術室に誘導するためカルテをみて 検診代に仰臥させられカーテンで上半身が に前投薬の注射をして待合室に待機さ

医療過誤と過失犯論 ものであると軽信し子宮搔爬を行い、 内診時にも患者の子宮が一二、一三週の大きさであることを確認しながら人違いに気づかず、 みえない患者に対して、 院産婦 違 0 人科では多数の出産予定の外来患者等の診察、 可能性もあり、 改めて患者と面接したりカルテに基づいて患者の姓名を確認することなく内診を開始 また検診台に仰臥させられた患者の上半身はカーテンにさえぎられ 同女に傷害を負わせてしまったという事案である。 治療行為を行うことから出産予定の同 脂肪 て医 姓 層の厚さによる の患者も予想さ 師 からは見え

23 を講ずるという業務上の 手術開始に当たっては自ら患者に面接したり姓名を呼ぶ等して患者が人違いでない 注意義務がある。 また、 子宮内診の際にも子宮の大きさから慎重に判断

して手術を行う義

か確認する措置

24 務がある。 医師Aに対してはいずれの義務も怠り、 人工妊娠中絶の人工搔爬をおこない傷害を負わせたとして、

看護婦Yについては起訴猶予処分となっている。

務上過失傷害罪を認め罰金二〇万円を科した。

はいないことを伝えておけば、 継ぎミスが誘因となって起こったことは事実である。 よるものと軽信し、手術を施した医師の責任は極めて重大である。しかし人違いは、そもそも二人の看護婦の引き である。 者の年齢がどちらも若く、 れて直接確認出来ないことは十分承知しており、そこから人違いが起こらぬよう配慮を怠るべきではなかった。 われるがその責任が問われなかったのは、 本件事故に関しては しかも内診の結果明らかに妊娠七週の子宮とは違う様相を呈していたのにもかかわらず、 医師Aの過失が重大である。 声からでは判断出来ない状況であり、 患者を取り違えるという単純ミスも起きなかっただろう。彼らのミスは重大だと思 産婦人科医師としてのAの責任を重くみたからだろう。 産婦人科専門なら、 看護婦XがYに引き継ぐ際、患者が今トイレに行ってここに 顔を見ながらこれから行う処置内容を説明すべき 内診において患者の顔がカーテンに遮ら 脂肪層の厚さに

(5) 神 芦 簡略式平 ·成一〇年三月三日 (判例タイムズ一○三五号五一 頁、 麻酔措置過誤事件

ず 外ブロッ シロカイン施用により血圧が低下し、 病院勤務の外科医Aは、 キシ ロカインと同様の局所麻酔薬であるマーカイン使用に当たって、 クの処置をとるよう看護婦Y 大腿骨骨頭部の骨折患者の手術後の痛み止めについて、 そのつど昇圧剤を投与し血圧上昇の維持の措置をとっていたにも (看護婦歴約五ヶ月) に指 示した。 その際その患者が、 患者の血圧低下を早期発見できるように 局所麻酔マー 手 術 カインによる硬 時 に局 所 かわら

低

下のおそれがあることを外科

が

問 圧

題とされ

たが、

最終的には本来医師による適切な指導がなされていなかっ

:入院病棟看護婦として知っ

ていながら的

確な血圧測定を怠ったとしてその責

任

ックで

たとして起訴猶予処分に付され

テ上の して、 すべき業務 不全により患者を死亡するに至らしめたとい るにあたっては 外科医 A 緊急措 、圧剤の投与、 業務上過失致 指 五. 一分経 示 その旨担 には、 上の義 置 に が 過させてしまっ 基づきマー 行 患者 担当看 務 輸 わ 死罪 液 'n |当看護婦Yに指示しただけで具体的な血 が たが、 あ 0 0 る。 0 調整を行うことができるように患者の血圧を二ない 手術中の様子から判断して血圧低下を早期に発見し、 「護婦Yに対して手術 カインを使用 成立を認め罰 た。 硬 これを怠り、 膜外ブロ その後自 L た硬 金 " 痛みを訴えたら硬 ク 動 五. ベ膜外ブ 後 う事案であ 0 血 万円に処した。 の痛み止めとしてマー 副 圧計測定により 作 口 崩 による " クによる痛 圧測定に関する指 膜 血 担 圧低 同患者 外ブロックによる痛 当看護婦Yについ 下 2 カインに i 0 止 基 血 8 うく 圧 0 し五分間隔で頻繁に測定するよう指 が急低下していることに気付き、 処置を講じたが、 示をしなかっ 血 よる硬膜外ブロ 虚 圧 血性 ては、 み止 が 脳障害、 低下した場合には必要に応 め 患者が硬膜外ブロ 0 たという過失があると 処置をするようカ " 多臓器不全による心 血 クの 圧測定をすること

処

置

を行

わ

せ

示

具体的

記な血

圧

測定に関する指示を全くしてい

なかっ

た。

看

護

婦

Ý は患部

の痛みを訴えた患者に対して、

医

師

0

力

ル

医療過誤と過失犯論(一) いろう。 関係が存在しており、 看 護 か 婦 Y は 看 護婦Y自身も、 看 護 婦 になってまだ五 本件では明ら 患者が 手 か ケ 医師 に医師な 月と経 術 中 から命じら Aに指 験が 手 術 後 浅いことからみても、 12 示上のミスがあるので、 n 痛 た処置に関 2 ıĿ. 8

25 したことを実際に目にしていたとすれば、

に漫然と医師

の指

示

に従ったことに対する責任を問う余地も

あ

·
つ

Ó

ため

0

薬剤

に対

7 2

血 0

圧 責 婦

低 往

下と が 問

う

状を 0 当

然

医師と看

護

その

間

は

矢

師

0

わ

n 症

た

で

たのではなかろうか

して質問を発するべきであり、

それをせ

(6) 函館簡略式平成一一年九月八日 (判例集未登載、(33) カリウム製剤点滴ミス事件

液の混合液を急速静脈内注射し、患者をショック状態に陥らせて死亡させたという事案である。 きであるのに、 法によるか、 にあたり、 |師Aは、 急速静脈内注射をすると不整脈を起こして心停止を起こすことから、 若しくは点滴によらない通常の静脈内注射にする場合には薄めて時間をかけて注射するよう指示すべ 看護婦らに対して患者にアスパラK注射液 注射指示書に「IV (通常の静脈内注射の意味)」としか記載しなかったため、 (Lアスパラギン酸カリウム)の投与と其の方法を指示する 希釈して点滴静脈内注射による方 准看護婦 Y が 同注

看護婦に対して希釈して点滴静注する等の適切な指示を行

にしなかったのだろう。 酸カリウムアンプルに赤字で「点滴静注」と書かれていたとしても、 にIVと記載したのみで特段の措置を欠いたまま投与を指示した過失により准看護婦Yをして患者を死亡するに至 らしめたとして、業務上過失致死罪を認め罰金三〇万円を科した。 事 医院の院長として医療業務に携わっていた医師Aは、 放の発生を未然に防ぐ業務上の注意義務があるのにそれを怠り、 看護婦Yには、カリウム製剤は急速静注してはいけないとの知識が十分ではないことから、仮にアスパラギン 監督的な立場でありながら適切な指示を与えなかった医師のみの責任が問題とされたの 准看護婦Yは起訴されなかった。 それに気づかなかったとしてYの責任を問題 漫然と看護婦らに対して注射・ 処置 は

7 東京簡略式平成一三年九月五日 (判例集未登載) 癌研究会付属病院抗ガン剤過投与事件

理解出来る。

う期

《待することは不可能ではなかろうか。

医師にのみ責任が問われたのは当然と考える。

作用を生じるおそれがあるため、その投与については一日一回、 るところ、看護婦に対する指示票である「注射・検査・処置票」に、 同師Aは、 抗ガン剤注射液であるブリプラチン注を投与するにあたり、 その後三週間休薬する等の慎重な取 他の薬剤と間違えて三日間にわたり三回連続 同 注射液は腎・ 肝機能障害等の重篤な副 ŋ 扱 いを要す

三回患者の体内に点滴静脈注入させたことにより、 患者を多臓器不全により死亡させた。

投与する旨誤記した。

看護婦Yほか二名が、

指示票に基づき三日間にわたりブリプラチン注各一二〇ミリグラムを

する指示票に誤記したため、 することの指示をする等して患者に対する危険の発生を未然に防ぐ業務上の義務があるのにそれを怠り看 |師Aは 業務上過失致死罪で罰金五〇万円に処せられた。 重篤な副作用のあるブリプラチン注を投与するにあたり、 看護婦をして間違った投与をさせてしまい患者を死亡するに至らしめた過失があると 適正な投与量及び投与の間隔を保って投与 護婦に対

くという事は、およそ考えられない事態である。仮に看護婦自身がシスプラチンの危険性を認識していたとして な取扱いを要することは癌治療の専門医にとって常識であろう。 医師 :が間違えて記載することはおよそ予期出来ないことであり、 それを他の薬液と取り違えて指示票に間違えて書 指示票のミスに気づき医師に確認を求めるよ

抗ガン剤注射液の中に含有されているシスプラチンは、

腎・肝機能障害等重篤な副作用を起こす薬液であり慎

重

(8) 高 岡簡略式平 成 四年一二月一二日 (判例集未登載、 オーダリング処方ミス事件

27 医師 A は 肺炎の治療のために入院していた患者に対して、 抗炎作用を持つコハク酸 ヒド . П コ ルチゾンナトリウ

交付してしまった。薬剤課にも、同システムを介してサクシン一○○ミリグラムを準備するよう指示が出されてし これに気づかず「サクシゾン一○○ミリグラム」を指示するつもりで間違えて「サクシン一○○ミリグラム」の 看護師に指示した。 ムの注射剤である「サクシゾン」を注射することを、コンピューターによるオーダリングシステムにより薬剤: タンをクリックして選択してしまった。しかもプリンターで複写した注射箋の記載内容を確認せずに、 のサクシゾンと並んで筋弛緩剤である塩化スキサメトニウムの注射液である「サクシン」が表示されていたのに、 サクシン一〇〇ミリグラムを静脈内注射し、 薬剤師2により同薬液が準備され病棟に搬送された。助産師Xから仕事を引き継いだ看護師Yは患者に対し 注射すべき薬品名であるサクシゾン検索に際して、 薬品名の冒頭の数文字を入力して端末機の画面に表示された複数の中から注射すべき薬品名を 患者の自発呼吸を停止させ、チアノーゼの症状を発症させる等の 冒頭の「サク」とのみ入力したため、 助産師Xに 画面上

射の指示をしたという過失がある。その結果患者に傷害の結果を負わせたとして業務上過失傷害罪を認め、 薬剤課に指示すると共に、プリンターで複写した注射箋の記載内容を確認せずにそれを助産師Xに交付し誤っ 面上で注射すべき薬品名が選択されていることを確認せず、「オーダーを発行」と表示されたボタンをクリックし 万円に処した。 医師Aは オーダリングシステムを利用して指示するに際して、 助産師X、 薬剤師乙、 看護師Yは起訴されなかった。 間違った薬液であるサクシンを選択したが、

傷害を負わせたという事案である

護師ならば 方している薬剤師では薬の間違いに気づかないかもしれないが、患者に直接接し、 [腎皮質ホルモンであるサクシゾンと筋弛緩剤であるサクシンとでは大違いである。 医師 0 処方の間 遠いに容易に気づくともいえる。 しかし、 オーダリングシステムを利用していること 病気も熟知している助産師や看 多くの患者の薬剤

外科医Aには、

同チューブは誤って肺に挿入されやすく、誤挿入されたまま放置されこれを通じて肺内に栄養剤

ない。 から、

医師

0

処方に間

違 13

はあるまいと信用

したとも考えられる。

入力ミスをした医師の責任は大きい

のかもしれ

(9) 名古屋簡略式平成 五年一二月一〇日 (判例集未登載、(38) 栄養チューブ誤挿

ものと軽信してチューブの挿入位置を確認せず、 を体外に引き抜いたため、チューブを鼻孔から再挿入する際に胃に挿入すべき同チューブを誤って左肺に挿入し た。チューブの挿入位置を確認するために患者の腹部を聴診した際に胃泡音が聞こえなかったのに、誤挿入はない 外科医Aは、 患者を急性肺障害により死亡させたという事案である。 肺炎及び脳梗塞で入院中の患者が、鼻孔から食道を経由して胃に挿入されていた経腸栄養チューブ 看護師Xをして同チューブを通じて栄養剤及び湯を注入させたた

医療過誤と過失犯論 患者の死亡を招いたとして、 影等による再確認も行わず、 より正しくチューブが胃に挿入されているか入念に確認すべき業務上の注意義務があった。しかしAはこれを怠 や湯が投与されると呼吸機能に障害を及ぼし死に至らしめる恐れがあることから、 胃泡音が聞こえなかったにも拘わらずチューブが誤挿入されていることはないと軽信し、 業務上過失致死罪を認め罰金三〇万円に処した。 挿入位置の確認もせずに看護師Xをしてチューブに栄養剤等を注入させた過失により 腹部聴診やレントゲン写真等に レントゲン写真の撮

疑わしい事例であり、 本件は、 患者が高齢でしかも全身状態が低下しているため、胃管チューブが誤挿入されても咳等の反応を示すか 医師には高度の注意義務が課せられていたといえよう。 また腹部聴診時の音の確認は専ら医

師の仕事であり、関与した看護師Xは、

30 医師 Aであり、 看護師に栄養等のチューブ注入による死亡の責任を問うことは酷である。

直接胃泡音を聞く機会はなかった。チューブを誤挿入したのはあくまでも

を指摘できる場合、(3)特に医師の監督責任を重視する場合等である。 は医師の補助者であるとして医師の主導的優位的立場を重視し、 しい処置を行っていれば、 以上の諸判例から、 医師のみに過失責任を認めた主な理由は、 当然回避可能であったといえるような医師の過失責任が重大である場合、 看護師 1 医師が基本的義務を怠っており、 への適切な指導がなされていなかったこと 2 医師が 看護師

正

2 看護師のみに過失責任を負わせた事例

1 新庄簡略式昭和五三年三月二七日 (判例集未登載、 塩酸リンコマイシン〔リンコシン〕点滴ミス事件〕

もかかわらず、容器の記載を再確認もしくは医師に問い合わせる措置をとることもせず、数回に分けて滴注したた リットル(三グラム)入りの容器を一ミリリットル入りのものと見誤った、 して塩酸リンコマイシンを滴注の方法により静脈注射する際、 県立病院小児科勤務の看護婦Ⅹ(正看の資格取得後約一年半)が、医師Aの指示により女児(一歳一○ヶ月)に対 時間に二○ミリリットルの速度で適注するようにとあったのに、薬品棚にあった塩酸リンコマイシン一○ミリ 指示票には注射液一ミリリットル 全量を滴注することに疑問をもったに (三〇ミリグラム)

め患者を急性中毒死させたという事案である

医 師 Aの補助者である看護婦Xは、 医師 の指 示を確認しそれに従って適正な注射を行う等して危険の発生を未

に防止すべき業務上の義務があるのにこれを怠り、 指示に反した適注を行ったため患者を死亡させたとして、

|過失致死罪を認め罰金二○万円に処した。

に任せた医師に落ち度があるとは思えない。 を行い得るかについては、 監督の程度等を総合して判断すべきであるとされている。 ・件では 直接指示を与えた医師Aは不起訴処分になっている。 注射方法、 注射液の種類、 医師を不起訴処分にしたのは妥当であろう。 看護婦の資格、 それほど危険性のない滴注 看護婦が診 能力、 療の補助者としてどの 患者の年齢 行為を正看である看 体質、 症状、 範囲 [までの 医 .師 0 行

指 為

(2) 新 津 簡略式平 成一 五年三月一二日 (判例集未登載、(41) 塩化カリウム液点滴ミス事 件

准

看

護

曖師 Xは、

医

師

Ä

の指示により塩化カリウム製剤であるKCL液を点滴するにあたり、

主治医記載

0

血

症 射箋には他の点滴液と混合して点滴する旨記載があったのに、 准 [に基づく心停止により死亡させたという事案である。 看 護 の指示に反して、 他の点滴液と混合して希釈した塩化カリウム液を点滴すべき業務 混合希釈することなく静注したため、 高カリ 上 0 クム 注

医療過誤と過失犯論 務を怠ったとして、 師 0 指 示書の記 載 業務上過失致死罪が認められ、 0 確認を怠り、 注射液アンプルにも希釈して点滴静注する旨注意書きが 罰金五〇万円に処せられた。 あっ たに か か わ

31 療に使用される塩化カリウム製剤の使用上の ずそれも無視して希釈しないまま静注した准 注意は十分承知しているはずであり、 看護師Xには、 重大な過失が認められる。 全く予想に反した初歩的ミスと Xは低カリウ Ĺ

血

症

等

が治

いうことができる。 一方医師Aの指示は適切であり、 その責任は十分果たされているといえよう。

①②いずれも医師の適切な指示があったにも拘わらず、 看護師が業務上の注意義務を怠り、 指示を確認しない

3 医師と看護師の両者に過失責任を負わせた事例

ま指示に反して処置をした場合である。

すべてが両者の過失の競合を認めている。

1

前橋地太田支判昭和五一年一〇月二二日

(判例タイムズ六七八号五九頁、

麻酔薬誤注射事件

う事案である。 薬名を確認しないまま漫然と注射器を看護婦から受け取り患者に注射した結果、患者を窒息により死亡させたとい サミンアンプルを取り出し、 ネオペルカミンS注射液アンプルを取り出し注射器に吸入しようとした。しかし間違えて静脈注射用止血剤トラン 看護歴 一五年の正看護婦Xは、 薬種薬名の確認をしないまま注射器に吸入して医師に渡してしまった。 虫垂切除手術を行うにあたり、 医師Aの指示を受け手術室薬品ケースから麻酔薬 医師Aも薬種

止すべき注意義務があり、 して看護婦が吸入する薬液アンプルの薬種薬名の表示を確認したうえで注射器へ吸入させ、 医師Aには、 看護婦Xに麻酔薬ネオペルカミンS注射液を注射器へ吸入するよう指示したのであるから、 これを怠り看護婦が異なる薬液を注射器へ吸入したのにこれを看過し、 事故の発生を未然に防 薬種薬名を確認 医師と

(2)

沤

电

野

簡略

式平

成

年

月

九

日

(判例タイムズ一○三五号五四

頁

異型

輸

血

事

伜

するに足りる条件を欠いており、

自ら薬品のラベルを確認することが必要とされた。

薬品

の管理 師

方法に 護婦

問

題

が

ば病院の管理責任も問うべきであろう。

看護婦Xはベテランであったが、

平素から薬品

の管理

方法に問題があったことから、

医

は

看

0

行為を信

頼

然とアンプルをカットして注射器へそれを吸入させて医師

,患者を死に至らしめたとして両者に業務上

過失致死罪を認め、

医師Aには禁錮一

〇月

**執** 

行

|猶予| 者の

間、

看

護

は禁錮六月

(執行猶予二年間)を科した

があるのにこれを怠り、

静脈注射用止 表示を正

血剤トランサミンアンプルを取り出したのに、

へ手

渡したという過失を認めた。

両

過失の 二年

競

合によ ずに 液アンプル

の薬種薬名の

しないまま注射した過失があ

る。

看護婦Xにも薬品ケー

スから医師から指示された注射液を取り出す際

には、

注

 $\mathcal{O}$ 

注

務

吸入し事故発生を未然に防ぐべき業務上

その薬種薬名を確認

確に確認したうえで注射器へ

医療過誤と過失犯論(一) 存血 型と軽 液 0 取 信 ŋ 寄 せをさせたが、 見習看護婦Yに指

うえ、 科 その 担 当 医師 五. "/ A は、 ク Ó 頭 血 部外 液型と患者の血 傷 Xは診察録で患者の血 高度貧血等で入院中の患者に輸血するために、 示して他の患者用に保存してい 液型を診察録 液型を に により 確認照合せず交差適合試 確 虚認せず、 たA型輸血 同室に入院 用 主任 保存 してい 血 着 験に着手 液 「護婦Xに指 た他 パックをもっ した。 0 患者 示して輸 医 0

師

刈判定

看

てこさせた

血

液

型と

同 保

血

用

33 察録 あ たり生 記 載の 理 患者 食塩水による希釈を怠り十分な観察を行わず、 0 血 一液型と輸血 用 保存血 液 が同型であることを確認せずに、また交差適合試験 患者 0 血液型を輸 血用保存 血 液型と同型と判定し の凝集血反応

た結果、

Xに患者に対して異型の血液を輸血するよう指示し、

彼女から引き継ぎを受けた当直

看

護婦

Mらをして輸

血させ

患者を急性腎機能障害により死亡させたという事案である。

だ当直 亡させたとして両者に業務上過失致死罪を認め、 同 血 過失があるとされた。 に観察し、 保 !につき診察録により確認照合して交差適合試験に着手すべき業務上の注意義務があるのにそれを怠り、 存血 用保存血液を取り寄せるよう指示すべきであるのにそれを怠り、また自らも患者の血液型と輸血用 なお |師Aには、 看護婦M 液の 輸血 患者に適合同型の輸血をすべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り異型の輸血を指 血 液型に誤り に関与した見習看護婦Yと当直看護婦Mの過失責任は問われてい に異型血 主任看護婦Xに輸血を指示するにあたり診察録で患者の血液型を確認して、 看護婦Xには、 血液を輸 がないことを確認すべきはもちろん、交差適合試験の 血させた点に過失があるとされた。 見習看護婦Yに対して、 医師には罰金二〇万円が、 患者の診察録により患者の血液型を確認して 医師Aと看護婦Xの 看護婦Xには罰金一〇万円が科され 凝集 ない。 血 反 応 過失の競合により患者を死 0 患者の血 観察にあ 示してしまっ 保存血 たり 液型と 引き継 綿 液 輸 の異 周 血 た 用 到

さに過失の競合が認められる事案であっ の注意を払うという基本的義務を怠っている。 **[師Aと看護婦Xは共に、** たに過ぎない まま凝 集血 反応を判定しており、 当 直 看護婦 M 診察録で患者の血液型を確認し、 も単 ·純に看護婦Xの仕事を引き継いだにすぎず、 彼がここで慎重な判定を行っ たと思われる。 しかも、 医師Aに至っては交差適合試験の際に生理食塩水で希釈し また見習看護婦Yは経験も浅く主任看護婦Xの 患者の血液型と保存用 ていれば異型 血 彼らの責任を問 液 輸 血液型が同型であるか最大限 血 は回 避されただろう。 う必要はないだ いうままに

ろう。

である プルをカットしてAに渡し、 用意するよう指 医Aは、 示した。 正看護婦Yに対して、 正看護婦Yはアンプ Aもアンプルの表示を確認せずに注射して患者を脳障害により死亡させたという事案 脊髄腔造影検査を行うために腰椎 ルの薬種薬名の 表示確認を怠り、 脊 1髄腔 間違えて止血剤 注射する造影剤イソビストを トランサミンSアン

薬種 義務 医師に手渡したという過失がある。 と注射した過失がある。 整形外科医Aは、 があるのにこれを怠り、 |薬名の表示を正確に確認した上で自ら注射器に吸入し、 正看 正 「護婦Yに注射液を用意するよう指示した場合には、 看 回診車のバ 護婦Yは、 両者を過失の ット内から止 注射液アンプルの薬種薬名の表示を正 競合とし業務上過失致死罪の成立を認めた。 血 剤トランサミンS注射液を取り出したのに気づかず漫然と 事故発生を未然に防ぐ義務があるのにそれを怠り漫 正看護婦が手交した注射 確に確認して医師に手交すべき注 医師Aには罰 液アン プ ĺ 0

示に従ってい た注射 射するときに薬液を確認するという基本的注意義務も怠っている。 師 おこなっているか注意を払うべきである。 が、 液 看護婦 が間 るか [違っ 細心 に注射液を用意させるということは医療の現場では日常的 てい 0 ない 注意を払うべきであるが、 か再度確認する機会がある。 本件は、 医師自身も 医師 医師は看護婦に対する監督を怠っただけではなく、 自ら注射をおこなっていることから、 看護婦に このように、 適切な指示を与えると共に、 に行われている。 本件は看護婦の 看護婦 看護婦 過失と医師 彼女が は 医 か B 師 指 渡さ 自 自 0 示 身 通 指

が、

看護婦Yには罰金一

○万円が科された。

の監督過失・

直接過失が重なり合って、

結果が発生したといえよう。

せる操作をして、 酸素ガスの調節つまみと笑気ガスの調節つまみとを取り違えて酸素ガスの吸入を停止させ、 つ 切 師 た。 開 À 医と執刀医を兼 は手 部 術患者に対する麻酔 の縫合に気を取られ自ら右麻酔器の流量計を視認する等看護婦Yが的確に右麻酔器を操作したか確認 方看護婦Yは外来婦長であったので、 術を介助してい 患者を酸素欠乏に基づく低酸素脳症により死亡させたという事案である。 ね 全身麻酔を施して虫垂炎手術を行っ た看護婦Yに笑気ガスを止めて酸素ガスを吸入させるよう右麻酔器の操作を指示したが、 執刀等の施術を行う業務に従事してい 外来の診療時刻がせまっていること等に気をとられて、 た。 手術終了後 た外科部長医師Aは、 患者を麻 酔 麻酔 状態から覚醒させる 笑気ガスのみを吸入さ 担当医を置かず自ら 右 麻酔器 しなか 0

の右 として過失責任を認め、 としては 気ガスを止めて患者に酸素ガスを吸入させるように麻酔器の操作を指示したのであるから、 切開 一師Aには 麻酔器の誤操作による酸素欠乏等による事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務がある。 部 自ら右麻酔器の流量計を視認する等して看護婦Yが的確に右麻酔器の操作をしたことを確認 0 縫 麻酔担当医師を置かず麻酔医と執刀医を兼ねて施術を行い、これを介助していた看護婦Yに対 合に気を取られて右麻酔器の 業務上過失致死罪で罰金五〇万円に処した。 流量計を視認せず、 看護婦Yのした右麻酔器 の操作を確認しなかっ 麻 酔医を兼ねる執 これを怠 看 護婦 刀医 た 笑

るのにこれを怠り、 つまみとを取り違えて、 「護婦Yには 麻酔器を的 外来診療時刻が迫っている事に気をとられて麻酔器の酸素ガスの調節つまみと笑気ガスの調 酸素ガスの吸入を停止させ笑気ガスのみを吸入させる操作をしたことにより、 確 に操作して酸素欠乏症等による事故発生を未然に防 止すべき業務上の注意義務 患者を死亡 が あ

12

初歩的ミスであり、

それを怠ったYの過失も大きいと言わざる終えない。

判決文には両者の

過失の関

係

は

明

ていないが、これまでの判

例

からみれば過失の競合として扱っているものと思われる。

とは異なる。

したがって両者

0

関係を過

失犯

0

共同

正犯とすることは

難しい。

37

)常病院では、 麻 酔 は 麻酔 〜失致死罪で罰金五○万円に処した。 の専門医が行う。 しかし、 本件では麻 酔 医 の都 合 が · かず、 執 刀 医 Ά が 麻

酔

|医を兼

ね

させた過失を認め、

業務上過

通

とは十分承知しており、 るか監視することは困難 うであるからといっ たという事情がある。 執刀医の指示では五回くらいと麻酔器操作の経験は少ないかもしれない て医師・ ここに麻酔医を十分確保してい かもしれない。 Yの行為を常に監視 À 0 責任は回 しかし、 [避出来まい。 し・確認する義務がある。 ベテラン看護婦とはいえ麻酔に不慣 彼は確 ない 病院側 かに自ら執刀しながら看 の管理責任を問 看護婦Yも、 が、 ガス調節つまみの誤操 題とする余地 護婦 れな看護婦 麻 酔 が 医 指 一の指 は 示 に麻 ある。 に 示で一 的 酔を命じたこ 確 作 に従っ かし、 は あ 回くら まり 7

意義務を怠ると同時に看護師に対しての監督義務を怠っている事例がほとんどであり、 師と看 は認めに 護 くい44 師 の関 が、 係 地 は 位 が 看 護師 異なれば常に注意義務が共通ではないとはいえまい。 は 医 師 を補 助する立場にありその 法的 地位を異にするから、 とはいえ医師は医 過失の内容は看護師 共 同 義 師としての 務 0 のそ 共 同 注 違

 $\widehat{1}$ 二〇〇一年に大阪 が 設置されるようになり、 また、 療関係 医療トラブルの迅速な解決を図ろうと、 訴訟は審理 東京両地方裁判所に医療集中 に時 医療関係訴訟の 間 が か かり、 適正・ 鑑定実施率も高 迅 部 速な処 が設 在京の三弁護士会は二〇〇七年九月六日、 監され 理 に向けた努力が為されている。 専門的 た。 その 知識を必要とするとい 後 警察、 検察にも医療事故を専門とする部署 う特徴を有 裁判ではなく話し合いで してい るため、

がかかる 会の仲裁センターや紛争解決センターで受け付ける。 ある。 てがあれば、 療機関双方の言い分を聞きながら解決を目指す。 医療紛争を解決する一医療ADR 東京三会の医療ADRでは、 (法律新聞二〇〇七年九月一四日)。 双方に一人ずつ仲裁委員がついて賠償問題などの解決に当たる仕組みとなっている。 (裁判外紛争処理機関)」を発足させた。医療訴訟の経験豊富な弁護士が、 医療訴訟の経験のある弁護士計三〇人を仲裁委員に選び、 弁護士会が医療分野に絞った仲裁機関を設置するのは全国で初めてで 申し立て手数料は一〇五〇〇円。このほか、 患者や医療機関の申し立 申し立ては、 解決時の手数料など

- 2 号 (有斐閣、 最近の刑事医療過誤事件の動向については、 二〇〇七年)六〇頁以下参照 飯田英男「特集医療と法、 刑事司法と医療」『ジュリスト』一三三九
- 3 6 項に従わず、それによって医療事故が発生した場合には、これに従わなかったことにつき特段に合理的理由がない限 民集五〇巻一号一頁)は、医師が、薬品を使用するにあたって医薬品の添付文書 能書も視野に入れ、院内マニュアルも参考にしながら定めることが望ましい。 刑事裁判に於ける医療水準について、全国統一の基準はない。 厚生労働省、各委員会ガイドラインを参考にしなが (能書) 能書判決 に記載された使用上の注意事 (最判平成八年一月二三日
- $\widehat{4}$ ŋ 横浜地判平成一三年九月二〇日判例タイムズ一〇八七号二九六頁、 当該医師の過失が推定されるとしている。 東京高判平成一 五年三月 一五日判例集未
- (5) 東京地判平成一二年一二月二七日判例時報一七七一号一六八頁。
- (6) 第三者機関の設立については、飯田・前掲注(2)、六五頁以下参照。
- 7 子とされた 都立広尾病院事件では、二人の看護師にそれぞれ禁錮一年、 禁錮八月の刑 が科されたが、 いずれも三年 間の執行
- 8 の原則 萩原由美恵「チー (二・完)」『上智法学論集』 ム医療と信頼の原則 四九卷二号(二〇〇五年)三八頁 (一)」『上智法学論集』 四九巻 号 (二〇〇五年) 五〇頁、「チーム医療と

- 9 頁 なお埼玉医科大学総合医療センター抗ガン剤過量投与事件 甲斐克則 |医療事故と刑事法をめぐる現状と課題」『刑事法ジャーナル』三号(イウス出版、二○○六年)三、九 (さいたま地判平成一五年三月二〇日、 東京高判平成
- $\widehat{10}$ 為に過ぎない行為が過失犯では正犯行為に格上げされることになり妥当ではないばかりか、 五年一二月二四日、 狭義の共犯を不可罰としている趣旨を没却する点でも疑問があると述べておられる。大塚裕史「チーム医療と過失犯 は結果と相当因果関係が認められる限り「過失の競合」としていくつでも正犯を認めることは、 大塚裕史教授は、 最決平成一七年一一月一五日)に関しては、「医療過誤と過失犯論〔二・完〕」で詳しく説明する。 故意犯の場合には例外的な場合を除き、正犯の背後に正犯はないとされるのに、 現行刑法が過失犯において 故意犯であれば共犯行 過失犯の場合に
- 11 大塚・前掲二〇―二一頁

『刑事法ジャーナル』三号二〇頁

- 12 ノール販売事件)において、初めて過失犯の共同正犯が認められた。 過失犯の共同正犯については否定説が有力であったなかで、 最判昭和二八年一 月二三日刑集七卷一号三〇頁
- 13 総論第四版』(有斐閣、一九九六年)二〇一—二〇二頁、 (一九九一年) 一二七一頁以下。 内田文昭 『刑法における過失共働の理論』 (有斐閣、 大塚仁「過失犯の共同正犯の成立要件」『法曹時報』 一九七三年)二六〇、二六六、二七二頁、 福田平 『全訂刑法
- 14 的 一三四頁 17 な行為の遂行に関するものであり、 る違法従属と因果性 町 野教授は、 |的には過失犯同士の共犯も存在することになる」と述べておられる。 同旨の見解として林幹人『刑法総論』 共犯の処罰根拠論のうち惹起説を整備・点検される中で、「心理的因果性を与える意思 内藤謙先生古稀祝賀記念論文集 犯罪結果に関するものではないのだから、 (有斐閣、 二〇〇〇年) 『刑事法学の現代的 四一二頁がある。 町野朔 1状況 過失犯においても心理的因果性は存在 「惹起説の整備 (有斐閣 九 九四年 点検 0 共犯にお 通 は
- 15 大塚仁 『刑法概説総論 (第三版増補版)』 (有斐閣、 二〇〇五年) 二八一頁

- 16 べておられる。 場合には、 避 危険の予期される状態において、事故防止の具体的対策を行うについての相互利用・補充という関係に立ちつつ結果回 めることが相当であるとして、その限られた範囲について「単に危険な作業を共同でしているということでは足りず、 !のための共通の注意義務を負う者の共同作業上の落ち度が認められるときが、過失犯における共同実行である」と述 藤木博士も、過失犯については他人が直接引き起こした事態であっても、それを防止する義務を負うと認められる 単独犯としてその責任を検討すれば足りる場合が多いが、限られた範囲では過失犯においても共同正犯を認 藤木英雄『刑法講義総論』 (弘文堂、 一九七五年) 二九三—二九四頁。
- (17) 平野龍一『刑法総論Ⅱ』(有斐閣、一九七五年)三九五頁。
- (19) 大塚仁・前掲注(15)、二八二頁。(18) 内田・前掲注(13)、二六二頁。
- 20 『客観的注意義務』とはさほど異なるものではない」とされ、過失の単独正犯と共同正犯の区別に腐心する実益は小さ 過失責任を問い得る場合に解消される。過失の共同正犯を基礎づける『共同注意義務』と、 前田教授は、「共同義務の共同違反が認められるとする事案は、ほぼ各関与者自身の監督義務・監視義務違反によ 個人について考えられる

スであり、 東京大学出版会(二〇〇六年)四五三頁。複数の者が関与し合って事故が起きる医療過誤事例は、 にも見えるが、それにかわる「共同過失」の認定が困難であると指摘されている。 いと述べておられる。ただ教授も実務上は共同正犯を認めた方が、個別の因果関係の認定を回避し得る利便があるよう 医療関係者間に対等や上下関係の存在する中で、共同義務共同違反が認められるか否か厳密な判断を要する 前田雅英 『刑法総論講義 正にそのようなケー (第四版)

律第一五三号により、 では看護師 「保健師助産師看護師法」は、 保健師 男女共同参画の意識の高まりを受けて、 助産師と呼ばれているが、 昭和二三年保健婦助産婦看護婦法として制定されたが、 各々の事案の説明、 男女共通の「師」の名称に変更されたものである。 判決文の引用 コメントについては、それぞれ事 平成一三年一二月一二日法

だろう。

 $\widehat{27}$ 

飯

田

前

掲注

24

一九六頁

30

飯

田

前揭注

 $\widehat{24}$ 

四八一頁

22 るか疑問であるとして、Bにも単独過失や共同過失が成立することに疑問を提起されている。 示は適切であり、Xが薬液を間違って注射したに過ぎないので、信頼の原則の趣旨に鑑みてA自身に監督過失が成立す 的教唆ないし幇助の型しか認定しえないのではあるまいかとされている。また杉田裁判官は、 士は、さらにABの「不注意」は過失で人を「死に致す」ほどの強さをもっていたであろうかと疑問を提起され、 内田博文「看護婦静脈注射過誤と共同担当医の責任」『医事判例百選』 (有斐閣、 一九七六年)一九頁。 本件はAがXに出した指 杉田宗久「過失犯の共同 )内田博 過失

件当時の名称に従うこととする。

23 二〇〇五年)二〇九頁。 ら過失犯の共同正犯の肯定例として引用することに疑問を抱かれている。 甲斐教授は、罰条に刑法六〇条があがっていないこと、公訴事実にも過失犯の共同正犯を認める表現がないことか 甲斐克則 『責任原理と過失犯論』(成文堂

26 25 飯 飯 田 田 前揭注 前揭注、 (24)、三七一頁 二〇二頁。

 $\widehat{24}$ 

飯田英男『刑事医療過誤II』

(判例タイムズ社、二〇〇六年) 二〇一頁

正

犯」『新実例刑法(総論)』(青林書院、二〇〇一年)三五二頁。

29 28 飯 飯 田 田 前 前 B 掲 注 B 掲注 24 24 一三二頁 一四八頁

31 32 同様の事案で医師と看護婦の過失の競合を認めたものがある。 飯 田 前 B 掲注 24 四八一頁

41

○号七七頁、 脊髄造影剤取り違え事件 (後述) 花卷簡略式平成二年三月三〇日 (判例タイムズ七七

- (33) 飯田·前掲注(24)、八七頁。
- 35 本件は略式命令で罰金五〇万円の処分になっており、公判請求が為されていない。
- (36) 飯田·前掲注(24)、九四頁。
- 37 品名の選択を間違えるというミスも起こっている。 うことや、注射箋や処方箋の転記ミスなどを防止するためには有用とされているが、その反面入力の際患者の名前や薬 数文字を入力して端末機の画面に表示された複数の薬品名の中から注射すべき薬品名を選択し、 指示したり、看護師に注射の準備させるというものである。医師の口頭指示を看護師や薬剤師が間違えて受けないとい コンピュータによるオーダリングシステムとは、医師が薬剤師及び看護師に薬剤の投与を指示する際に、薬品名の 薬剤課に対して準備を
- (39) 司鎌の事案として、水尺簡略4(38) 飯田・前掲注(24)、五三八頁
- 39 同様の事案として、水沢簡略式平成一三年一二月一一日サンプチューブ誤挿入事件 四六三頁参照)がある。 (判例集未登載) 飯田・
- 40 飯田英男・山口一誠『刑事医療過誤』(判例タイムズ社、二〇〇一年)七頁。
- (41) 飯田·前掲注(24)、九六頁。
- 42 かったベテラン看護師と、直接点滴チューブに誤液を注入した看護師の両名に過失責任を負わせている 同様の事案である大阪地判平成一五年九月一六日(判例集未登載、 医師の指示は適切であるとして、医師から指示を受け、次いで経験二ヶ月の看護師に適切な指示をしな 長浜赤十字病院塩化カリウム液点滴ミス事件
- 43 師 の耐圧ゴム管を交互に誤接続したことに気づかず、 :が麻酔措置をするに際して、 同様の事案である神戸地尼崎支判昭和四九年六月二一日 麻酔準備を担当した正看護婦が閉鎖循環式麻酔器の流量計口金に酸素ボンベと笑気ボン 患者に一六分間笑気を吸入させたため肺水腫肺炎及び心不全によ (判例時報七五三号一一一頁) では、 麻酔担当医である医

てしまったという医師自身の治療過失を認め、業務上過失致死罪で禁錮六月(執行猶予一年間)に処した。看護婦にも り死亡させたという事案に関して、医師には手術二時間前に看護婦に任せた接続に関する監督責任を果たさなかったと いう監督過失と、自らも麻酔導入開始時に誤接続が生じていない かの確認を怠り、 麻酔器の酸素用流量計バルブを開

尼崎簡略式昭和四八年一二月二六日判決により罰金一○万円が科せられている。 大塚・前掲注 (15)、二八二頁。

44